

「安全管理規程」に基づく情報公開（行政処分）

平成27年5月5日、当社の乗合バスが青森市のみちのく有料道路上の、「みちのくトンネル」入り口付近において、右後輪タイヤ2本が脱輪したことにより、平成27年5月28日及び平成27年6月5日に行政監査が行われました。

その結果、平成27年7月29日に行政処分及び警告を受け、改善措置を講じましたので、当社安全管理規程第四章第十七条の2に基づき公開致します。

【対象】 指定自動車整備事業

【処分内容】 文書警告

【違反事項】

法令の規定を遵守する体制でない。

(道路運送車両法第94条の3第1項)

(優良自動車整備事業者認定規則第6条第2号でいう同規則第5条第9号)

(1) 法で定める日常的に実施すべき点検整備を適切に行っていなかった。

(2) 法で定める必要な定期点検整備及び指導監督を適切に行っていなかった。

【改善措置】

1、法の規定のうち、日常的に実施すべき必要な点検整備及び日常点検、「メンテナンスに関するアドバイス」の欄に「タイヤ交換及び増し締め記録」記載を行うよう、管理者が従業員に指示、車両の点検整備台帳を作成し、記録し、点検整備漏れの排除の徹底を図りました。

2、法で定める点検整備「自動車の点検及び整備に関する手引き」等について、タイヤメーカー及び自動車メーカーの技術担当を講師に招き整備要員に対しタイヤ交換を補助する際のホイールとハブボルト、インナーナット等の点検整備の仕方について座学及び実技研修を実施し、点検整備業務に係わる知識や技能を修得させるため定期的に教育を実施するよう取り組んでおります。